

北斗市告示第 7 1 号

次のとおり、公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をした者を選定し随意契約の相手方の候補者とする手続き（以下「公募型プロポーザル方式」という。）を告示する。

令和 8 年 8 月 3 日

北斗市長 池 田 達 雄

1 公募型プロポーザル方式に付す事項

（１）業務名

北斗市観光パンフレット制作業務

（２）業務の目的

本業務は、本市の魅力を効果的に発信し、観光客の市内周遊及び滞在促進を図るため、新たな観

光パンフレットを制作するものである。観光客の来訪意欲を喚起するとともに、市内周遊を促進

する内容及び構成とすることで、市内での滞在時間の延長及び観光消費額の向上を図り、本市の

観光振興や地域経済の活性化へとつなげることを目的とする。

（３）業務の内容

「北斗市観光パンフレット制作業務委託 企画提案指示書」による

（４）委託期間

契約締結日から令和 9 年 1 月 2 9 日まで

（５）委託上限額

2, 1 1 2 千円（消費税及び地方消費税相当を含む。）

2 参加資格

次に掲げる要件を全て満たす者とする。

（1）複数の法人による連合体（以下「コンソーシアム」という。）又は単独法人であること。

（2）コンソーシアムの構成員及び事業所等は、次の要件を全て満たしていること。

ア 北海道内に本社若しくは事業所等（本事業を実施するために設置する場合も含む）を有する法人、又は特定非営利活動促進法（平成 1 0 年法律第 7 号）に基づく特定非営利法人であること。ただし、宗教法人や政治活動を主たる目的とする法人、暴力団又は暴力団員の統制下にある法人を除く。

イ 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 第 1 項に規定する者（下記の（ア）、（イ））でないこと。

（ア）契約を締結する能力を有しない者

- (イ) 破産者で復権を得ない者
- ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項（不正行為等）の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- エ 北斗市競争入札参加者指名停止基準（平成26年北斗市訓令第14号）第2条第1項の規定による指名の停止を受けていないこと。また、指名停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。
- オ 北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成4年9月11日付け局総第461号）第2第1項の規定による指名停止を受けていないこと。また、指名停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。
- カ 北斗市暴力団排除条例（平成25年北斗市条例第1号）による入札参加除外措置を応募書類提出の際、現に受けていないこと。
- キ 国税、都道府県税、北斗市税を滞納している者でないこと。
- ク 次に掲げる届出の義務を履行している者であること。（当該届出の義務がない場合を除く。）
 - (ア) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
 - (イ) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
 - (ウ) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出
- ケ コンソーシアムの構成員が単独企業、法人以外の団体又は他のコンソーシアムの構成員として、このプロポーザルに参加する者でないこと。

3 担当部局

北海道北斗市経済部観光課観光係 担当：惣蔵

〒049-0192 北海道北斗市中央1丁目3番10号

TEL：0138-73-3111 FAX：0138-73-1415

E-MAIL：kankou@city.hokuto.hokkaido.jp

4 募集要項等の交付期間及び方法

(1) 交付期間

本件公示日から令和8年8月17日（月）まで

なお、上記3における交付時間は、午前8時30分から午後5時00分まで（土曜日、日曜日、祝日を除く。）

(2) 交付方法

上記3の場所で交付する。

また、北斗市ホームページにおいてダウンロードすることができる。

5 参加表明書及び誓約書の提出

(1) 提出期限

令和8年8月3日（月）～令和8年8月17日（月）

(2) 提出場所

3に同じ

(3) 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は簡易書留、書留のいずれかによること。）

※持参の場合は、土曜日、日曜日、祝日を除く午前9時00分から午後5時00分までを受付時間とする。

6 質問票の提出

公募型プロポーザル方式に関して質問のある場合は、次のとおり質問票を提出することができる。

(1) 提出方法

持参、郵送、電子メール又はFAXとする。

(2) 提出場所

3に同じ

(3) 提出期限

令和8年8月14日（金）午後5時00分（必着）

(4) 回答期限

令和8年8月18日（火）

(5) 回答方法

北斗市ホームページへ掲載し公表する

7 企画提案書の提出

5により参加表明書及び契約書を受理された者は、次のとおり企画提案書の提出を行うことができる。

(1) 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は簡易書留、書留のいずれかによること。）

※持参の場合は、土曜日、日曜日、祝日を除く午前9時00分から午後5時00分までを受付時間とする。

(2) 提出場所

3に同じ

(3) 提出期限

令和8年9月1日（火）午後5時00分（必着）

8 提案の無効

公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格を有しない者の提出した案は無効とする。

9 最良の提案をした者の選定方法

あらかじめ定めた審査基準及び審査方法により、提出された企画提案書を評価し、最良の提案をした者（以下「受託候補者」という。）を選定する。

10 契約手続

受託候補者を見積書徴取の相手方に決定したときは、北斗市財務事務規則により契約手続を行う。

1 1 業務委託料の支払い

受託者は業務完了に伴う検査に合格したときは業務委託料を請求することができるものとする。また、委託者は適法な請求を受けたときは、請求を受けた日から30日以内に業務委託料を支払うものとする。

1 2 審査に関する説明

提出された企画提案書の内容について審査を行う。審査実施日及び場所等は別途通知するものとする。

1 3 その他

(1) 企画提案書等の作成及び提出に関する費用は、提案事業者の負担とし、提出された企画提案書等

は返還しない。

(2) 企画提案書のヒアリングに参加しなかった場合の企画提案は無効とする。

(3) 審査結果及び受託候補者名は公表する。

(4) 詳細は、審査要領等による。